

令和4年度 第4回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和4年7月22日（金） 午前9時6分から午前10時29分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	藏ヶ崎 俊光	出	上野 輝男
出	大園 和幸	出	西ノ原 敏男	出	郷原 實行	欠	福元 康光
出	寺下 幸弘	出	田中 次男	出	堀之内 節子	出	木場 夏芳
出	中塩屋 均	出	田村 利秋	出	泊 義秋		
出	園田 誠	出	有村 隆	出	村山 みつ子		
出	倉田 雪男	出	榎原 辰夫	出	本田 淳子		

推進委員

出	鶴田 勉	出	西元 貞幸	出	中牧 龍次	出	入佐 哲朗
欠	永山 智哉	出	谷口 芳久	出	細川 健一	出	川崎 守
出	持増 正	出	中尾 明德	出	矢野 嘉彦		
出	垣内 直人	出	上穂木 紀順	欠	松元 渡		
出	徳田 潤一	出	有馬 研一	出	本村 ヤス子		
出	高田 裕幸	出	森園 浩美	出	立元 和揮		

4 部外者出席

農 政 課 農業振興係 主事 前田 裕孝
担い手育成係 主査 牧野 亮

5 事務局職員

局 長 西迫 博
次長兼農地係長 税所 篤行
主幹兼振興係長 上之脇 秀輝
主 査 関口 実
主 査 池畑 信幸
主 査 凶師 竜太（輝北総合支所産業建設課）
主 査 板山 智典（串良総合支所産業建設課）
主 査 下川路 茂（吾平総合支所産業建設課）

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
 - ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
 - ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
 - ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
 - ・非農地証明について
 - ・農地移動適正化あっせん申出について
 - ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- [その他]
- ・マイナンバーカード取得について
 - ・令和4年度農地利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消に関する調査について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 西ノ原 敏男 委員 ・ 田中 次男 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和4年度 第4回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和4年7月22日（金） 開会 午前9時6分 閉会 午前10時29分

鹿屋市役所7階大会議室

（開会）

局長 皆さん、ご起立ください。姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和4年度第4回鹿屋市農業委員会総会を開会します。
事務局長に委員の出席状況を報告させます。

局長 本日の、欠席は、福元副会長の1名です。

出席委員数は、20名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。

なお、推進委員の欠席は、松元委員、永山委員の2名です。

鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号8番の西ノ原委員と、9番の田中委員を指名します。本日の会議書記は、事務局職員の関口主査を指名します。これより議事に入ります。

1頁、議案第29号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第29号については、1頁から56頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和4年7月25日です。合計面積は、12万406㎡、うち更新分5万9千392㎡、内訳として、田が2万9千78㎡、畑が8万9千520㎡、樹園地が1千808㎡です。利用権を設定する者が51人、設定を受ける者が34人です。始期は、いずれも令和4年8月1日です。期間は、1年、1年4か月、3年、5年、6年、10年です。

次の3頁から30頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。次の1番から4頁の3番までは、設定期間が1年です。1番、2番は、賃借権で再設定。

次に、4頁、3番は、使用貸借権で再設定。

次の4番は、設定期間が1年4か月です。4番は、賃借権で再設定。

次に、5頁、次の5番及び6番は、設定期間が3年です。5番は、賃借権で新規設定。6番は、使用貸借権で再設定。

次に、6頁、次の7番から16頁の28番までは、設定期間が5年です。7番は、使用貸借権で新規設定。8番は、賃借権で新規設定。

次に、7頁、9番は、賃借権で新規設定。10番は、使用貸借権で新規設定。

次に、8頁、11番は、賃借権で新規設定。12番は、使用賃借権で再設定。

次に、9頁、13番、14番は、賃借権で新規設定。

次に、10頁、15番、16番は、賃借権で新規設定。

次に、11頁、17番は、賃借権で新規設定。18番は、賃借権で再設定。

次に、12頁、19番は、賃借権で再設定。20番は、使用賃借権で再設定。

次に、13頁、21番、22番は、賃借権で再設定。

次に、14頁、23番、24番は、賃借権で再設定。

次に、15頁、25番、26番は、賃借権で再設定。

次に、16頁、次の27番及び28番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど一括して説明します。

次に、17頁、次の29番から23頁の39番までは、設定期間が6年です。29番、30番は、賃借権で新規設定。

次に、18頁、31番は、賃借権で新規設定。32番は、賃借権で再設定。

次に、19頁、33番は、賃借権で新規設定。34番は、賃借権で再設定。

次に、20頁、35番、36番は、賃借権で再設定。

次に、21頁、37番は、賃借権で再設定。

次に、22頁、38番は、賃借権で再設定。

次に、23頁、39番は、使用賃借権で再設定。

次の40番から30頁の53番までは、設定期間が10年です。40番は、賃借権で新規設定。

次に、24頁、41番、42番は、賃借権で新規設定。

次に、25頁、43番、44番は、賃借権で新規設定。

次に、26頁、45番は、使用賃借権で新規設定。46番は、賃借権で新規設定。

次に、27頁、47番、48番は、賃借権で新規設定。

次に、28頁、49番、50番は、賃借権で新規設定。

次に、29頁、51番は、使用賃借権で新規設定。52番は、賃借権で再設定。

次に、30頁、53番は、使用賃借権で再設定。以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありました、3頁から30頁までの53件の利用権設定ですが、16頁の5年もの27番及び28番が鹿屋市農業委員会規則第26条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますが、福元副会長が欠席のため、このまま審議します。事務局の説明をお願いします。

上之脇 16頁の27番及び28番は、借人福元副会長の経営する法人が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る5年もの2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に残りの51件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、31頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 所有権移転について、31頁から41頁です。まず、31頁で説明します。公告年月日は令和4年7月25日、合計面積は、3万978㎡で、うち田が1万228㎡、畑が2万750㎡です。所有権を移転する者が16人、所有権の移転を受ける者が7人です。

次に32頁、1番はあっせん協議が成立したものです。次の2番から39頁の16番までは、全て所有権移転協議が成立したものです。お目通し願います。

議 長 32頁1番は、あっせん事業活動報告書が41頁にありますので、あっせん委員の上野委員に報告をお願いします。

上 野 議席番号19番上野です。32頁の1番について、報告いたします。6月30日、譲渡人と譲受人確認のもと、委員2名、事務局職員が同席し、輝北総合支所会議室にて農地のあっせん協議を行いました。譲受人は、鹿屋市の認定農家で、経営形態は、肉用牛の生産を主としておられます。協議の結果、総額20万円であっせんが成立したことを報告いたします。

議 長 ただいま、説明、報告がありました、あっせん協議が成立したもの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、残りの所有権移転協議が成立したものの15件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、42頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 中間管理権設定につきましては、42頁から56頁です。42頁で説明します。公告年月日は、令和4年7月25日です。合計面積は、6万7千333㎡で、うち、田が2万9千156㎡、畑が3万8千177㎡です。利用権を設定する者が24人、利用権の設定を受ける者が20人で、全て新規設定です。始期は全て、令和4年8月1日で、期間は1年、5年、6年、10年です。

公社から借人への転貸設定です。43 頁をご覧ください。

次の 1 番は、設定期間が 1 年です。1 番は、賃借権。

次の 2 番から 47 頁の 9 番までは、設定期間が 5 年です。2 番は、賃借権。

次に、44 頁、3 番、4 番は、使用貸借権。

次に、45 頁、5 番、6 番は、賃借権。

次に、46 頁、7 番、8 番は、使用貸借権。

次に、47 頁、9 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。

次の 10 番から 48 頁の 12 番までは、設定期間が 6 年です。10 番は、賃借権。

次に、48 頁、11 番、12 番は、賃借権。

次に、49 頁、次の 13 番から 55 頁の 26 番までは、設定期間が 10 年です。13 番、14 番は、賃借権。

次に、50 頁、15 番、16 番は、賃借権。

次に、51 頁、17 番、18 番は、賃借権。

次に、52 頁、19 番、20 番は、賃借権。

次に、53 頁、21 番は、賃借権。22 番は、使用貸借権。

次に、54 頁、23 番、24 番は、賃借権。

次に、55 頁、25 番、26 番は、使用貸借権。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、43 頁から 56 頁までの中間管理権設定 26 件ですが、47 頁の 5 年もの 9 番が、議事参与の制限にあたりますが、福元副会長が欠席のため、このまま審議します。

事務局の説明をお願いします。

上之脇 47 頁の 9 番は、借人である福元副会長の経営する法人が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る 5 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に残りの 25 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、57 頁、議案第 30 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第 30 号につきましては、57 頁から 63 頁です。今回は、所有権移転が 26 件、使用貸

借権が1件の合計27件です。

初めに、57頁です。1番は、畑が1筆で100㎡の売買です。2番は、田が1筆で2千176㎡の売買です。3番は、田が3筆で716㎡の売買です。4番は、畑が3筆で4千759㎡の売買です。

次に、58頁です。5番は、樹園地が1筆で2千775㎡の売買です。6番は、畑が1筆で1千490㎡の売買です。7番は、樹園地が1筆で2千211㎡の売買です。8番は、畑が3筆で4千597㎡の贈与です。9番は、畑が2筆で164㎡の贈与です。

次に、59頁です。10番は、田が1筆で474㎡の売買です。11番は、畑が1筆で1千165㎡の売買です。12番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明します。

次に、60頁です。13番は、畑が2筆で1千257㎡の売買です。14番は、田が1筆、畑が1筆で2千338㎡の売買です。15番は、畑が1筆で1千452㎡の贈与です。16番は、畑が1筆で407㎡の売買です。17番は、畑が1筆で1千932㎡の売買です。

次に、61頁です。18番は、田が1筆で2千510㎡の売買です。19番は、田が1筆で1千253㎡の売買です。20番は、田が1筆で3千791㎡の売買です。21番は、畑が1筆で1千8㎡の売買です。22番は、樹園地が2筆で1千985㎡の売買です。

次に、62頁です。次の23番から63頁の27番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま説明がありました、57頁から63頁までの「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」の26件ですが、59頁の12番が、議事参与の制限にあたりますが、福元副会長が欠席のため、このまま審議します。

事務局の説明をお願いします。

上之脇 59頁の12番は、譲受人福元副会長が所有権移転の売買を行うもので、農地法第3条第2項の要件を満たしていると考えます。

議長 福元副会長に係る案件1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

それでは、調査がなされていますので、62頁の23番及び24番を田村委員に、25番から63頁の27番までを西元委員に、報告をお願いします。

田村 議席番号10番の田村です。去る7月13日、記載の委員2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、62頁の23番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内で畜産業を営む法人で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には、牧草を作付けするとのことでした。

次に、24 番ですが、市外取得の調査です。申請者は市外の方で、今回、取得する農地の隣接地に畑を所有し、耕作しております。今回、取得する農地には、タブノキを植樹し、その葉を収穫するとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

西 元 推進委員の西元です。去る7月13日、記載の委員2名と事務局で、農地法第3条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、62 頁の 25 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等も所有しておりました。今回、取得する農地には、造園用の果樹を作付けするとのことでした。

次に、26 番ですが、63 頁の 27 番も関連がありますので、併せて報告します。下限面積・農業開始の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具等は 26 番の譲渡人から借り受けるとのことでした。今回、26 番は5年間の使用貸借権を設定し、27 番は売買により取得するとのこと、農地には野菜を作付けするとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められ、また下限面積も超えることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告がありました25件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、64 頁、議案第31号「農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第31号につきましては、64 頁です。今回は、2 件です。

次の1番及び2番については、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 それでは、調査がなされていますので、64 頁の1番及び2番を泊委員に、報告をお願いします。

泊 議席番号16の泊です。去る7月13日、記載の委員2名と事務局で農地法第4条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。64 頁の1番ですが、申請地は王子町公民館分館の東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業は施行されていますが、都市計画用途地域から500m以内に位置するため第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地及び隣接地の宅地に通路、駐車場を整備する計画です。周辺は、

住宅等の施設が連たんしている区域に近接する場所で、第2種農地の許可要件である「市街地近接農地」に該当すると判断しました。

次に2番ですが、申請地は鹿屋旭原郵便局の西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されており、農業振興地域整備計画の区域内に位置するため、農用地区域内農地と判断されます。申請者は市内で農業を営む方で、申請地に事務所及び倉庫を整備する計画です。転用する施設が農業用施設であることから、農用地区域内農地の許可要件である「農用地利用計画指定用途」に該当すると判断しました。なお、既に事務所及び倉庫として利用していることから、始末書を添付しての申請です。

以上、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 　　ただいま、説明、報告がありました2件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に65頁、議案第32号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　議案第32号につきましては、65頁から69頁です。

65頁をご覧ください。まず、1番は、倉庫及び駐車場を整備するもので、農地区分は3の5です。

2番は、土地を分譲するもので、農地区分は3の5です。

3番は、一般住宅及び駐車場を整備するもので、農地区分は3の5です。

4番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は3の4です。なお、令和3年度第12回総会で審議済です。

次に、66頁、5番は、飼養施設、倉庫及びロール置場を整備するもので、農地区分は「農用地利用計画指定用途」です。なお、令和3年度第10回総会で審議済です。

6番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。なお、令和4年度第1回総会で審議済です。

次に、67頁の7番から69頁の15番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、67頁の7番から68頁の10番までを榎原委員に、68頁の11番から13番までを垣内委員に、69頁の14番及び15番を高田委員に報告をお願いします。

榎原 　　議席番号12番の榎原です。去る7月12日、記載の委員2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、67 頁の 7 番ですが、申請地は岡泉公民館の西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内で農業を営む法人で、申請地に倉庫及び荷卸場を整備する計画です。農業用施設を整備することから、第 1 種農地の許可要件である「農業用施設等」に該当すると判断しました。

次に 8 番ですが、申請地は野里運動公園の南に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内で建設業を営む法人で、申請地に建築条件付土地及び通路を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 9 番ですが、申請地は野里町集落センターの南東に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅及びカーポートを整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 68 頁の 10 番ですが、申請地は横山町集落センターの北に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていますが、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は市内で宅建業を営む法人で、申請地に建築条件付土地を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の割合が 40%を超えている区域内にあることから、第 3 種農地の許可要件である「街区内 4 割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

以上、7 番から 10 番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

垣内 推進委員の垣内です。去る 7 月 12 日、記載の委員 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、68 頁の 11 番ですが、申請地は J A 鹿児島きもつき大始良支所の南に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第 1 種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 12 番ですが、申請地は鹿屋高等技術専門学校の北に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりはなく、土地改良事業も未施行であり、住宅地の連たんする街区内に位置することから、第 3 種農地と判断されます。申請者は市内で宅建業を営む法人で、申請地に建売住宅 4 棟、駐車場及び通路を整備する計画です。申請地は、街区に占める宅地の面積の

割合が40%を超えている区域内にあることから、第3種農地の許可要件である「街区内4割超住宅化農地」に該当すると判断しました。

次に13番ですが、申請地は川西簡易郵便局の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市外で宅建業を営む法人で、申請地に建売住宅3棟を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、11番から13番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

高 田 推進委員の高田です。去る7月13日、記載の委員2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、69頁の14番ですが、申請地は細山田小学校の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されていることから、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に15番ですが、申請地は笠之原インターチェンジの南東に位置し、10ha以上の農地の広がりはなく、土地改良事業も未施行であることから、第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に店舗、駐車場及び倉庫を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、14番及び15番は、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明、報告がありました、許可申請15件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に70頁、議案第33号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 議案第33号につきましては、70頁から80頁です。70頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は10件で、畑が9筆、その他が1筆となっております。対象面積の計は1万406.85㎡で、内訳として、畑が9千676㎡、その他が730.85㎡となっています。

次の71頁から80頁は、付近見取図及び施設配置計画図となっています。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、70頁の1番

から5番までを西ノ原委員に、6番から10番までを川崎委員に報告をお願いします。

西ノ原 議席番号8番の西ノ原です。去る7月12日に、記載の委員2名と事務局で農業振興地域整備計画の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

まず、1番ですが、周辺図等は71頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に販売用車両を置くための駐車場を整備する計画です。申請地は小野原町公民館の南東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。農地の面積が1,205㎡となり、一体事業を行う山林の面積が3,854㎡となることから全体面積に占める農地の割合が3分の1を超えないため、許可基準の「隣接地一体事業」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に2番ですが、周辺図等は72頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に一般住宅を建築する計画です。申請地は県営下祓川団地の東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に3番ですが、周辺図等は73頁をご覧ください。農振編入の申し出です。申請人は市内の方で、申請地は東原小学校の北西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。今回、認定農家である申請人が農業経営基盤強化促進法により申請地を取得しようとするもので、周辺の農用地区域内の農地に近接する場所であり、農用地区域への編入は支障がないと判断しました。

次に4番ですが、周辺図等は74頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申請人は市内で農業を営む法人で、申請地に農業用倉庫及び駐車場を建築する計画です。申請地は細山田小学校の南東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。申請内容が農業用施設の建築であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に5番ですが、周辺図等は75頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市外で廃棄物処理業を営む法人で、申請地に資材置場を整備する計画です。申請地は北部学校給食センターの南に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。農地の面積が1,912㎡で、隣接する既存施設の面積が5,648.13㎡であることから、農地の面積が2分の1を超えないため、許可基準の「既存施設の拡張」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、除外・編入及び用途変更は支障がないと判断しました。

川崎 推進委員の川崎です。去る7月12日に、記載の委員2名と事務局で農業振興地域整備計画

の変更にかかる現地調査を行いましたので報告いたします。

まず、6番ですが、周辺図等は76頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地に近接する施設のための駐車場を整備する計画です。申請地は鹿屋東中学校の南西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に7番ですが、周辺図等は77頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内で特定非営利活動を行う法人で、申請地に就労支援施設及び駐車場を建築する計画です。申請地は東地区学習センターの南西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に8番ですが、周辺図等は78頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内で宅建業を営む法人で、申請地に建売分譲を建築する計画です。申請地は7番の申請地の南に隣接し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に9番ですが、周辺図等は79頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内の方で、申請地は鹿屋内陸工業団地の北東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。申請地には昭和58年に一般住宅が建築されており、地目も宅地であることから、農用地区域の是正を行うものであり、農振からの除外は支障がないと判断しました。

次に10番ですが、周辺図等は80頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申請人は市内で宅建業を営む法人で、申請地に建売住宅・駐車場及び通路を建築する計画です。申請地は海上自衛隊鹿屋航空基地の南に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地です。申請地は周囲の集落に接続することから、許可基準の「集落接続施設」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、除外は支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま、報告がありました10件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に81頁、議案第34号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願い

します。

上之脇 議案第 34 号につきましては、81 頁から 82 頁です。今回は 6 件です。

次の 81 頁の 1 番から 82 頁の 6 番までについては、記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、調査がなされていますので、81 頁の 1 番から 3 番までを田村委員に、4 番から 82 頁の 6 番までを西元委員に報告をお願いします。

田 村 議席番号 10 番の田村です。去る 7 月 13 日、記載の委員 2 名と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

81 頁の 1 番ですが、申請地は、輝北町下百引地内に位置し、平成 13 年頃から山林化しているとのことでした。土地の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 2 番ですが、申請地は、輝北町平房地内に位置し、平成 4 年頃から山林化しているとのことでした。土地の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 3 番ですが、申請地は、串良総合支所の南西に位置し、平成 10 年頃から 2435 番 2 は住宅を設置し、2437 番 1 は山林化しているとのことでした。土地の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

西 元 推進委員の西元です。去る 7 月 13 日、記載の委員 2 名と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。

81 頁の 4 番ですが、申請地は、吾平総合支所の北に位置し、昭和 27 年頃から宅地として利用しているとのことでした。土地の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 82 頁の 5 番ですが、申請地は、高須出張所の北に位置し、昭和年代から道路の一部となっているとのことでした。土地の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に 6 番ですが、申請地は、海上自衛隊鹿屋航空基地の東に位置し、平成 14 年頃から山林化しているとのことでした。土地の状況から 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 　　ただいま、説明、報告がありました6件について、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、83頁、議案第35号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　議案第35号につきましては、83頁から84頁です。今回新たに、譲渡希望が83頁の1番から5番までの5件です。

次に、賃貸借希望が84頁の1番から7番までの7件ですので、お目通しください。以上です。

議 長 　　ただいま、事務局から新たな申出農用地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

83頁、土地の所有者からの譲渡希望の、1番を本田委員に、2番を郷原委員と細川委員に、3番を榎原委員と森園委員に、4番及び5番を泊委員と松元委員に、お願いします。

次に、84頁、賃貸借希望の1番を郷原委員と細川委員に、2番を榎原委員と森園委員に、3番を郷原委員と細川委員に、4番を大園委員と永山委員に、5番を藏ヶ崎委員と中牧委員に、6番の吾平町麓を堀之内委員と矢野委員に6番の飯隈町を榎原委員と森園委員に、7番を堀之内委員と矢野委員に、お願いします。

次に、85頁、「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

上之脇 　　資料85頁をご覧ください。合意解約につきましては、85頁から96頁です。今回は24件で、これらは全て、記載のとおり農地法第18条第6項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。お目通し願います。以上です。

議 長 　　ただいまの報告のとおり、85頁から、96頁まで24件の合意解約です。報告しておきます。

以上で、第4回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

なければ、事務局からお願いします。

兒 高 　　振興係の兒高です。「令和4年度農地利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消に関する調査について」を説明いたします。別冊の実施要領をご覧ください。

まず1頁目ですが、今回の実施期間は本日令和4年7月22日金曜日から9月21日、9月の総会の前日までの約2月間を実施期間としております。こちらは運用通知に基づき、8月

頃に実施することとなっておりますので、この2月間を実施期間として決めました。

3の調査対象及び調査内容ですが、調査対象地は管内の全農地、田及び畑となります。実施に当たっては次の事項を主体的に行ってください。遊休農地及び遊休化の恐れがある農地の把握、農地の違反転用の発生防止及び早期発見、各調査においてA分類又はB分類と区分された農地の現状の確認をお願いします。

5の調査結果の提出期限ですが、第1回目の提出期限を8月23日の総会日に出せる分を提出してください。これまでは8月の総会でまとめて1回で提出していただいていたのですが、調査結果の入力作業が追い付かない状況にあったため、8月の総会時点で終わっている分は8月に提出していただき、最終提出を9月の総会でお願いしたいと思います。

次に調査の実施方法ですが、荒廃農地分布図の青い線で囲まれている田や黄色い線で囲まれている畑の部分を目視で確認してください。次に、過去に荒廃農地と分類された土地について、緑・黄色・赤で塗られた農地の状況を目視で確認してください。今回、新たに黄色が出てきておりますが、こちらは後ほど説明させていただきます。紫色で塗られた農地は非農地ですので、調査対象外となります。お気を付けください。なお、災害や樹木等で進入路が塞がれ、立ち入りができない場合や危険が及ぶ場合には、調査対象外としますので、全てを調査しなくてはならないというものではありません。

次に2頁目をお開きください。視認調査の場所、例年、見間違い等により地権者から農業委員会へ問い合わせがありますので、注意してご記入ください。よくある例としては、自分の畑は耕作していて、荒廃しているのは隣の畑なのに利用意向調査や非農地通知が届いたとか、果樹やタブの木を植えていて利用しているのに荒廃と判断されたというものです。木が生えていても、それが何の木なのか判断して、直ちに荒廃と判断しないようご注意ください。また、調査時点で農地の位置や境界線が不明確な場合は、無理に調査結果を記入しなくて結構です。

次に7の活動報告及び記録簿の作成ですが、前年から様式が簡素化されて、調査日と調査に当たった時間を記入するようになっております。昨年までは、AからBに変わったとか感想を記載いただいていたのですが、そこは省略しております。

次に3頁目をご覧ください。8の分類の判断基準です。A分類の場合は、再生可能な遊休農地としまして、現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作に供されないと思われる農地、過去1年間以上作付けが行われておらず且つ農地所有者による農地の維持管理や草払い、農作物の栽培が行われる見込みのない農地で伐根・整地などにより農地として再生可能なものが基本的な考えとなります。昨年からは、A分類の中で緑区分と黄色区分に分かれるようになりましたが、地図作成上、昨年は緑区分と黄色区分に分けて判断いただくことができ

ませんでしたので、今年から緑区分と黄色区分が表記されています。A分類の緑区分が人力や農業用機械による草払いや伐根・整地により直ちに耕作可能となる農地で、早急に農地に戻ることが可能なものとなります。黄色区分は、人力や農業用機械による草払い等により、直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業等の実施などの条件整備を行えば農地として利用できる農地となっております。緑区分と黄色区分には厳格な線引きはありませんので、調査委員の判断でしていただければと思います。また、1年以上耕作されていなくても草払い等で耕作ができる場合は、優良な農地として無印となります。また、A分類の緑区分と黄色区分に判断された農地の所有者には、今後の耕作に関する利用意向調査書を送付し、個々の意向について伺うこととしております。A分類の例を下の方に写真で示しておりますので、お目通しください。

次に4頁をお開きください。B分類の判断ですが、利用困難な荒廃農地についてです。農地に復元するための物理的な整備ができるもの、または周囲の状況から見てその農地を復元しても継続して農業上の利用が困難な農地となります。但し、集团的まとまりのある農地の中に存在する荒廃農地はB分類には含まれないとなっておりますので、ご注意ください。農振農用地外の農地で荒廃状況としてはA分類であるが、周囲の状況等を見ても、今後、継続して農地として利用することが困難な場所にある場合は、B分類として非農地判断を行っていく予定としております。また、こちらのB分類と判断して、総会で非農地判断を行った後に所有者から耕作していると連絡を受けることもあることから、A分類・B分類に関わりなく、調査結果をまとめる場合は注意していただきますようお願いいたします。

5頁目をお開きください。9の荒廃農地分布図への記載方法についてです。解消されたものについては丸印を記載してください。現在、緑・黄色・赤のいずれかの色がついていて、現在は保全管理がされていたり、農作物が栽培されていた時は丸印をお願いいたします。昨年度と緑・黄色・赤の区分に変化がない場合はチェック印を記載してください。今回、新たに緑区分となった場合は「ミ」と、黄色区分となったものには「キ」と、B分類となったものには「B」と記載してください。今年の地図についてですが、去年、新規にA分類となったものを緑区分にしております。これまでA分類であったものは黄色区分としております。そのため、今年は実際に見てみるとそんなに荒れていないのに黄色区分となっているものや、結構荒れているのに緑区分となっているものもあるかと思いますが、ご了承ください。良好な農地が良好なままであれば、何も記載しなくて構いません。記載方法についても、下の方に記載例を載せておりますので、ご確認ください。

6頁目は、このような様式で利用意向調査を送り、調査を行うこととなっておりますのでご確認ください。私の方からは以上です。よろしく申し上げます。

何か質問等ございますでしょうか。

園 田 農地の地図が小さくて、このペンでは書ききれないのですが、どうしたらよいでしょうか。

兒 高 小さい農地や書ききれないものが出てくると思いますが、その場合には線を引っ張っていただいて記載いただくとか、細いボールペンで記載いただくとか、私が見て分かるように記載いただければとおもいます。

西ノ原 ある時期だけ花を植えて、それ以外の時期はほったらかしている農地があり、両隣の耕作者は困っているが、そのような農地はどのように判断したらいいのか。

兒 高 農地の一部だけを利用していたりとか、一時期だけ利用している場合は、調査した委員が良好に利用されていると判断したら優良農地としていただいて、そうでなければA分類やB分類の非農地と判断していただいて構いません。または、どこか余白に「一時的な花の植え付け」などと記載いただければ、こちらで判断させていただきます。

倉 田 地区割りで図面が配られているが、串良地区内で調査地区を入れ替えたりしてもよいのか。

兒 高 調査地区の入れ替えについて、委員同士でお話をさせていただく分には構いません。地図の関係で、実際の地区割りと合っていない区域が入っていることもあるかと思しますので、そこは入れ替えていただければ、来年以降はスムーズにできるようになると思います。

その他に質問等はありませんでしょうか。

局 長 それでは、8月の調査委員を申し上げます。

8月10日、水曜日、4条・5条の調査が、上野委員、谷口委員でございます。

同じく10日、水曜日、農振調査が、畠井委員、中尾委員でございます。

8月12日、金曜日、4条・5条の調査が、藏ヶ崎委員、上穂木委員でございます。

同じく12日、金曜日、3条調査が、郷原委員、有馬委員でございます。

8月の総会は、8月23日、火曜日の9時からこの場所で行いますので、よろしく願います。

議 長 他にありませんか。推進委員さんから本日の議事に対し伺いたいことはありませんか。

無ければ、これを持ちまして令和4年度第4回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

上之脇 事務局から連絡事項をお伝えします。「人・農地プラン」につきまして、前回からお話しさせていただいてますモデル地区であります和田新田・南・吾平町神野・串良町馬掛の4地区につきまして、前もって郵送で調査表を送っております。回答のない方については、該当の地区の委員の方に聞き取り調査を行っていただくこととなりますので、ご協力いただきますようによろしく願います。

局 長 この後、「人・農地プラン」の打ち合わせをしますので、輝北地域の委員の皆さんは、お残りください。なお、開会前に、マイナンバーカード取得についてデジタル推進課から説明し

ましたが、総会終了後、申請手続きを実施しますので、手続きをされる委員はお残りください。

局長　それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

「一同礼」

（閉会）